

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p><b>1 鶴ヶ島市における空き家対策について</b> (30分)</p> <p>少子高齢化や人口減少などの理由により、空き家の増加が社会問題となっています。総務省による「平成30年住宅・土地統計調査」では、全国の空き家率は13.6%となり、過去最高を示しました。</p> <p>空き家対策が全国的に課題となる中、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空き家法」）が平成27年に施行されました。空き家法では、空き家等に関する対策の実施や、その他の空き家等に関する必要な措置を市町村の責務とし、本市でも、令和2年3月に「鶴ヶ島市空家等対策計画」が策定されました。そこで、以下、質問いたします。</p> <p>(1) 本市における、空き家の現状について  (2) 本市における、空き家対策について</p>	市 長
<p><b>2 ボール遊びができる公園について</b> (15分)</p> <p>鶴ヶ島市内には、数多くの公園が存在しています。市のホームページに掲載されている「つるがしまの公園紹介」にあるように、そのほとんどが遊具「あり」となっており、小さいお子さんが遊ぶ場の提供ということでは、非常に充実しているといえます。</p> <p>ところが、ボール遊びができる公園となると、どうでしょうか。「鶴ヶ島市運動公園」「脚折近隣公園」「鶴ヶ島南近隣公園」「富士見中央近隣公園」の4か所に限られてしまうのではないのでしょうか。そこで、以下、質問いたします。</p> <p>(1) 本市における、「ボール遊びができる公園」の適量とは。  (2) 鶴ヶ島市運動公園でできるボール遊びについて  (3) 各公園における各種情報のホームページ掲載について</p>	市 長 教育委員会教育長